

# 令和元年度 宮城県登録販売者試験 試験案内

## 試験日

令和元年8月28日（水）

午前10時30分から午後4時まで

開場 午前9時30分

## 試験会場

協同組合仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ他  
(仙台市若林区卸町2-15-2他)

※受験者数により他会場を決定するため、願書締め切り後にホームページ及び受験票にて案内を実施します。

# 宮 城 県

## < 出願前のチェックリスト >

### ●願書

- 17,600円分の宮城県収入証紙を貼付したか。
- 「申込日」「本籍地都道府県名」「性別」「氏名」「氏名フリガナ」「連絡先電話番号」「住所」「生年月日」「受験票等送付先」「写真の撮影月」に記入漏れはないか。
- 氏名欄に記名押印又は署名しているか。
- 受験票等送付先は、受験票を確実に受け取れる送付先となっているか。また、同上等の省略した標記をしていないか。
- 写真は縦4cm横3cmの鮮明なものか。また、写真裏面に氏名を記入して貼付したか。

## < 目 次 >

項 目	ページ
試験日時	1
試験場所	1
試験科目	1
試験方法	1
受験願書提出方法等	1
受験願書提出窓口，問い合わせ窓口	2
提出書類	2
受験手数料	2
受験票の交付	2
受験願書の内容の変更手続き	2
受験日における注意事項	2
合格基準	3
合格者の発表	3
合格証明書の交付	3
試験結果の開示	3
その他の注意事項	3

1 期日

令和元年8月28日(水) 午前の部 10時30分から12時30分まで  
午後の部 14時00分から16時00分まで

2 試験場所

協同組合仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ他  
(仙台市若林区卸町2-15-2他)

※受験者数により他会場を決定するため、願書締め切り後にホームページ及び受験票にて案内実施)

3 試験科目

	試験項目	出題数	時間
午前	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問	120分
	主な医薬品とその作用	40問	
午後	人体の働きと医薬品	20問	120分
	薬事関係法規・制度	20問	
	医薬品の適正使用・安全対策	20問	
合計		120問	240分

4 試験方法

マークシート形式

5 受験願書提出方法等

受験願書提出窓口へ直接持参(代理人による提出可)又は郵送により提出すること。

(1) 受付期間

令和元年6月10日(月)から令和元年7月2日(火)まで

(土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

なお、郵送により送付する場合は、6月24日(月)当日消印有効とする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間を除く。)

(3) 受験願書を郵送する場合の注意事項

郵送により受験願書を提出する場合は、宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班あてに、必ず郵便局から**簡易書留**で送付すること。また、受験願書の所定の位置に、写真及び宮城県収入証紙を貼付し、これを入れた封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書きすること。現金等による手数料の納付は認めない。

なお、郵送した書類に不備があった場合には、申請書は受理しない。

願書送付先 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班

## 6 受験願書提出窓口及び問い合わせ窓口

宮城県保健福祉部（県庁）薬務課	監視麻薬班	022-211-2653
仙南保健福祉事務所（仙南保健所）	獣疫薬事班	0224-53-3119
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）	食品薬事班	022-363-5505
仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）	食品薬事班	0223-22-6294
仙台保健福祉事務所黒川支所（塩釜保健所黒川支所）	食品薬事班	022-358-1111
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	獣疫薬事班	0229-87-8001
北部保健福祉事務所栗原地域事務所（栗原保健所）	食品薬事班	0228-22-2115
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	獣疫薬事班	0225-95-1475
東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所）	食品薬事班	0220-22-6120
気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）	食品薬事班	0226-22-6615

※ 試験当日における問い合わせ窓口及び郵送による願書の送付先は、宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班（電話022-211-2653）とする。

## 7 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 写真

出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦4cm横3cmのものに限り、人物の特定が容易ではない不鮮明な写真は除く。なお、裏面に氏名を記載し貼り付けること。

## 8 受験手数料

- (1) 17,600円
- (2) 手数料は、宮城県の発行する収入証紙により納付すること（消印しないこと）。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、令和元年8月23日（金）までに到着するよう受験票等送付先あてに受験票を郵送する。なお、受験票が届かない場合は、宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班あて問い合わせること。

## 10 受験願書の提出後に氏名等に変更があった場合の手続き

受験票及び合格証は混乱をさけるため受験願書のとおりとする。受験票等送付先の記載住所に変更が生じた場合は、受験者の責任において、郵便局へ転居届を提出する等の対応を行うこと。

なお、受験願書を提出した後に氏名又は本籍地等に変更が生じた場合、販売従事登録申請の際に、住民票（本籍地記載必須）ではなく、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

## 11 受験日における注意事項

- (1) 受験者は必要に応じ腕時計等を持参すること。携帯電話等の電子機器（ウェアラブル端末を含む。）を時計として使用することは禁止する。
- (2) 試験会場内では携帯電話等の電子機器（ウェアラブル端末を含む。）の使用を禁止する。なお、試験中に電子機器の使用を発見した場合は、不正行為とみなし受験を停止とする。
- (3) 試験会場の開場時間は午前9時30分とする。
- (4) 遅刻は原則として認めない。
- (5) 試験監督員の許可無く試験会場及び試験に関係する場所以外に立ち入らないこと。

- (6) 受験票を忘れた場合は、試験開始前に試験監督員へ申し出ること。
- (7) 試験会場には公共交通機関により来場するよう努めること。なお、試験会場及び周辺の施設に違法駐車等の迷惑行為があった場合は、試験中であっても自動車等の移動を求めることがある。
- (8) 試験監督員の指示に従わない場合は、不正行為とみなし、受験を停止する。
- (9) 試験会場の指定場所で昼食をとることは可能だが、ゴミは持ち帰ること。
- (10) 試験会場の空調設定は全館一律のため、個人で調整できる服装及び羽織等を準備すること。
- (11) 受験者は試験問題を持ち帰ることができる。

## 12 合格基準

原則として、総得点の7割以上、かつ、各項目の得点が4割以上。

## 13 合格者の発表

令和元年10月1日（火）午前11時に宮城県庁1階掲示板及び県内各保健所（仙台市内を除く。）に合格者の受験番号を掲示すると共に、薬務課ホームページに掲示する。

なお、電話による合否の問い合わせには回答しない。

## 14 合格証明書の交付

合格者には合格証明書を合格発表の日以降に郵送する。

## 15 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）第18条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時の間を除く。）に、次表の開示場所で直接行うこと。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）は開示請求することができない。

開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者本人	総合得点 及び 科目別得点	令和元年10月1日（火） 午前11時から 1ヶ月間 （正午から午後1時の間を除く）	宮城県庁6階 薬務課内

## 16 その他の注意事項

- (1) 試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際し特段の配慮を希望する者は、あらかじめ宮城県保健福祉部薬務課まで相談すること。なお、医師の診断書や身体障害者手帳の写し等の提出を求めることがある。
- (2) 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料を返還しない。
- (3) 試験会場の建物内の下見はできない。
- (4) 受験者が試験に関して不正の行為をしたときは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第14条（昭和36年12月12日宮城県規則第81号）の規定に基づき、受験を停止し、又は合格を無効とする。